

改正 4-2

各種所得の内容（退職所得）

2 退職所得の計算

（途中省略）

$$\text{退職所得} = (\text{退職収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

↓

勤続年数（端数切上げ）により金額が決まります。

平成25年1月1日以降に支払われる分で、勤続年数5年以下の役員等が受け取る場合は、「退職収入金額－退職所得控除額」で計算します。

_____部分が改正点です。